

## 法定任務Ⅲ 円滑な金融等

### 基本目標Ⅲ－２ 金融機関の企業活動が活発に行われていること

重点目標	Ⅲ－２－（１） 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われ、競争環境が整備されること
	政策 Ⅲ－２－（１）－① 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計 Ⅲ－２－（１）－② 金融行政の透明性・予測可能性の向上

#### 【評価結果の概要】

利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるよう、販売チャネルの拡大に向けた制度整備に取り組みました。18事務年度は、自己信託などの新しい種類の信託を創設する等、信託法の全面改正を踏まえ、委託者・受益者保護の観点から新しい信託類型を信託業法上適切に位置付ける等のための信託業法の改正を行いました。また、19事務年度には銀行等による保険販売の全面解禁の実施を予定していますが、銀行等による保険募集の実施状況や弊害防止措置の実効性についてモニタリングを行ったうえで、保険契約者等の保護の観点から、全面解禁について適切に判断する必要があります。

「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性の向上が必要となることから、19年3月に、行政処分に対する金融庁の従来の考え方を「金融上の行政処分について」として公表したほか、19年6月には金融庁におけるノーアクションレター制度を改正し、照会対象範囲の拡大、照会者名の非公表化等としました。また、金融検査マニュアルを19年2月に全面改訂したほか、監督指針等の策定・改正等についてはパブリックコメントに付した上で速やかにその趣旨、内容を公表することにより、金融行政の透明性の確保に努めてきました。引き続き、ノーアクションレター制度等の一層の周知徹底を図ることにより、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上を図っていく必要があります。